



# 鳥取県公報

平成 20 年 2 月 15 日 (金)  
第 7 9 6 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (68) (福祉保健課) . . . . . 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2 件) (69・70) (公園自然課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (71) (森林保全課) . . . . . 3
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (72) (水産課) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (73) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	土地改良区の役員の退任 (74) (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
	県営土地改良事業の工事の完了 (75) (〃) . . . . . 6
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (4) (教育総務課) . . . . 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) . . . . . 8
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (広報課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第 68 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	北栄町地域包括支援 センター	東伯郡北栄町土下 121-1	平成 20 年 2 月 1 日

## 鳥取県告示第 69 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
気高都市計画公園事業 4・4・1号 浜村砂丘公園
- 3 事業施行期間  
平成 16 年 7 月 6 日から平成 23 年 3 月 31 日  
(変更前 平成 16 年 7 月 6 日から平成 20 年 3 月 31 日)
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし

## 鳥取県告示第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 7号 重箱緑地

3 事業施行期間

平成 16 年 10 月 26 日から平成 23 年 3 月 31 日

(変更前 平成 16 年 10 月 26 日から平成 21 年 3 月 31 日)

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

---

**鳥取県告示第 71 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字野々谷2826から2830まで、2831の1、2832から2861まで、字下ノ谷2871、2872、2874から2879まで、字サギ谷2913から2918まで、2919の1、2919の2、2920の1から2920の3まで、2922の1、2922の2、2923、2925から2937まで、2937の1、2937の2、2939から2942まで、2944から2949まで、字長途2956、2957、2959、2961、2963から2968まで、2970、2970の1、2971から2975まで、2981から2986まで、字宮ノ谷2990、2992、2992の1、2993から3000まで、3001の1、3001の2、大字西野字西山326、328から335まで、字ツルギ337、337の1、337の2、339、340、341の1、345の1、345の2、345の7、347、349、350、字餘戸783の1、783の3から783の5まで、784の1、784の2、784の4、785の1、785の3、786、787、788の1、788の3、789の1、789の5、789の6、790から792まで、792の1、792の2、字小平田794の1、794の3、794の5、795から803まで、805、807から810まで、812の1、812の3、813の1、813の3、813の4、814から816まで、817の1、817の3、818、819の1、820の1、820の2、821、字大途822、823の1、824、825の1、825の2、826の1から826の3まで、828、829、830の2、830の4、831、832の2、832の5、833、834の1、834の3、835の1、835の3、837、838、839の1から839の3まで、841の1、841の3、841の4、842から848まで、849の1、849の2、850、851、字陰上へ852、853の1、854から856まで、字小谷857の1、858、859の1、860、861、862の1、863の3、字荒尾谷864の2、865の1、865の3、866の1、868、869、870の1、字折橋向872の1、873から875まで、876の1、字木戸ヶ谷877の1、878、879、字折橋山1022の1、1022の4、1023の1、1024、1025の1、1026の1、字中山1027から1035まで、字城山1038から1042まで、字向山1043から1051まで、字西山上へ1052、1053の1、1053の2、1054から1068まで、1070、1071、1071の1、1072、1072の1、1073、1073の1、1074から1078まで、1079の1、1079の2、1081、1082、1084から1087まで、字釧山1088から1091まで、1093から1106まで、1108から1111まで、1111の1、1114から1116まで、1117の1、1118から1120まで、字天王山1121から1123まで、1124の1、1124の2、1125、1126の1、1126の2、1127から1135まで、1135の1、1136、1136の1、1137から1150まで、字中ノ畑上エ1386から1390まで、字橋本1413の1、1414の1、1415の1、1416の1、1418、1419の1、1419の2、1421から1429まで、1432から1434まで、字ウルシ谷1439、1440、字動々1441、大字大呂字向仙880から891まで、字西山892、892の1、893から899まで、900の1、900の2、901から911まで、911の1、912、912の1、913から919まで、920の1、920の2、921の1、921の2、922の1、922の2、字久谷925、928、929の1、930の1、931の1、931の5、932の1、933から935まで、936の1、936の6、字丸淵938の1、938の5、941の1、941の2、941の9、941の11、941の12、942、942の1、942の2、943の1、943の2、944、945の1、大字大内字西山790の1、792の1、793の1、794、795、796の1、796の2、797の1、798、800、字花ヶ谷801から804まで、804の1、805から809まで、809の1、字小滝尾810、811、811の1、812、812の1、815、字箕ヶ

谷817から821まで、821の1、822、822の1、字田ヶ畑823、824、824の1、825、826、827の1、827の3、828の1、829の1、字タレザコ831の1、832、834、836、839から841まで、845の1、字日位上851の1、851の2、852から856まで、857の1、858の1から858の6まで、859の1、字横根下平863、866、867、868の1、869の1、870の1、871、872、字カケ890、891、895、896の1、897の1、字牛房途898、899の1から899の3まで、900、900の1、903の1、904の1から904の9まで、905、906、911の4、912の1、913の1、914、915の1、916の1、917の1、918の1、918の3、919の1、921、922、924から926まで、字二ノ丸911の2、字タケ927の1、928、929、930の1、931の1、932の1、933、934、934の1、935、936の2、937、938、939の1、940、字大林941、942、942の1、943の1、944、945、字カツラ谷946から951まで、字梅ヶ谷952、字小畑ヶ980の2、字大敷谷1010、字六久ノ平1043の1、1043の2、1048から1053まで、1054の1、1055、1056の1、1056の3、1057、1058の2、1058の3、1059の1、1060から1062まで、字木下上エ1073から1078まで、字龍野1087、1088、字草木1095、1096、1097の1、1099、1100、1103、1106、1107、1108の1、1110の1、1111、1111の1、1111の2、字外廻し1112、1113、1114の2、1115、1116、1117の1、1119の1、1119の3、1119の4、大字尾見字羽香地380の1、381、382の1、383の1、384、385の1、385の2、字小古鼠386の1、387の1から387の3まで、388、389、390の1、391、392の1、字淵ノ上395の1、396の1、400から402まで、403の1、404、405の1、406の1、407から412まで、413の1、414の1、字小谷下モヒラ417、418の1、418の3、字菖蒲田450、451、451の1、452、453の1、大字惣地字中ノ谷高木569、570、570の1、571、573、576の2、581の1、618、634、634の1、634の2、大字東宇塚字隠谷上483の1、483の2、字隠谷口西平485、487、489、491、493、494の1、495の1、496、字中尾口498から503まで、字中尾上517の1、517の2、518、字津満屋622の2、字池ノ谷奥673から676まで、字荒神谷口680、681、681の1、682から688まで、字大ガケ谷689、690、698の2、699の1、699の2、700の2、701、大字西宇塚字小林谷平376、378、914から928まで、928の1、929から934まで、字吉ヶ谷中631の1、632、632の1から632の3まで、633、634の2、637、637の2、字吉ヶ谷奥638、640の1、640の2、641、643、字古屋谷奥646、647の1、647の2、648、677、678の1、679、字花井皆地上684、685、686の1、687から690まで、字柿木谷719、字ソラサコ720、字山神谷723の6、725、726、729、字ヒエ田758の1から758の13まで、758の16、758の21、758の25から758の38まで、758の40、758の41、758の43、758の46、758の48から758の54まで、字瀧ノ横路759の1から759の4まで、759の6から759の8まで、759の11から759の15まで、759の17から759の23まで、759の25、760、760の1、761、761の1、762、762の1、字少ナ谷763から765まで、765の1、766から774まで、774の1、775から778まで、778の1から778の3まで、779、785の1、785の3、785の5から785の12まで、785の14から785の16まで、785の18、785の20から785の22まで、785の25、785の61、785の64から785の76まで、785の79から785の93まで、785の95から785の99まで、785の101、785の102、785の104、785の130から785の134まで、785の138、785の148から785の150まで、787、788、790から794まで、794の1から794の4まで、795から798まで、798の1、799、799の1、800、801、801の1、801の2、802、802の2、802の4から802の9まで、803、804の1から804の7まで、805から807まで、807の1、808の1、808の3から808の11まで、字山神口向810から812まで、字井手口ノ上エ813の1、813の2、814、815の1、815の3、字持地谷平819、820、821の1、821の2、821の4から821の6まで、822、822の1、822の3、824、824の1、825、826の2から826の18まで、827、827の1、828、828の1、829から831まで、831の1、831の2、832から838まで、字岡城谷平844、845、849から851まで、855から861まで、866から868まで、868の1、868の2、869から879まで、883、884の1から884の4まで、885、886の1から886の4まで、887から893まで、895、字水落ノ上エ899、901の1から901の3まで、902、904、908から910まで、911の1、911の2、912、字シロヒコ939、940、字シコイ谷平941から950まで、951の1、951の2、952から972まで、972の1、972の2、973から992まで、字工屋ノ上エ993の1から993の3まで、994、996、997、1001、字岩ナメ谷口1002、1003、字岩ナメ谷口上1062、字金屋ノ上1063の1、1064の1、1065から1077まで、1078の1から1078の9まで、字吉ヶ谷1079、1084の1、1084の3から1084の9まで、1084の23から1084の29まで、1119の1から1119の3まで、字吉ヶ谷中1120、字坂ノ谷1121の2、1121の3、1121の8、1122、1152、字檜ヶ谷1136、1137の1、1151、字又毛谷右平1184の18から1184の20まで、字流し谷1186の74、1186の82、1186の90、1186の97、字又毛谷左平1186の76、1186の78、1186の80、字大畑谷1187の1から1187の20まで、1187の22から1187の33まで、1187の35から1187の38まで、1187の40、1187の49から1187

の64まで、1187の70、1187の77、1187の81、1187の82、1187の89、1187の94、1187の98、1187の100、大字河津原字マア谷口217、312から326まで、326の1、327から329まで、329の1、330から339まで、340の1、340の2、341から347まで、347の1、348、349の2、349の3、349の5、字ケモドコ227の1、228の1、229から231まで、231の1、231の2、232、232の1、233、字大畑谷237、字下モノ谷238、250、252から255まで、字山口上256から261まで、263、264、268、268の1、字山口265から267まで、字奥田269、270、274の10、275、字スゲ谷口276、277、278の1、278の2、279の1から279の11まで、280、280の1、281、282、283の1、284、285、288から290まで、291の1、292、293の1、字小谷口上296、297の1、297の2、298から302まで、字場谷303の1、303の2、304、字河津原奥305、305の1、306、307、字河津原ノ上へ308から310まで、311の1から311の5まで、字ヲコ屋敷350から354まで、354の1、354の2、355から360まで、360の2、365、366、370の1、370の2、377の1から377の5まで、377の7、377の15、377の16、377の20、377の21、377の29、379の5、379の8、379の9、379の13、379の16、379の18、379の20、379の23から379の29まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 72 号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取青谷加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

**鳥取県告示第 73 号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	倉吉市障害者地域生活支援事業所はっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	平成20年2月1日

**鳥取県告示第 74 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉 持 義 正 西伯郡南部町田住141-2

平成19年6月1日退任

監事 三 原 篤 美 西伯郡南部町三崎160

平成19年5月20日退任

**鳥取県告示第 75 号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業会見地区農道整備	平成9年1月31日
県営土地改良総合整備事業会見地区農業用排水	平成10年3月30日
県営土地改良総合整備事業会見地区暗渠排水	平成9年3月31日

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第 4 号**

平成 15 年鳥取県教育委員会告示第 23 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成 20 年 2 月 15 日から施行する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県立学校非常勤職員(事務補助)等採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	〃	鳥取県立学校臨時任職員の採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	〃
鳥取県立学校非常勤職員(学校技能主事)採用試験	面接試験の得点及び順位	〃	〃				
鳥取県教育委員会任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用試験	〃	〃	教育委員会教育総務課、小中学校課及び高等学校課				
鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課、 <u>特別支援教育室</u> 及び高等学校課	鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課及び高等学校課
略				略			
鳥取県立特別支援学校高等部入学者	鳥取盲学校高等部保健 <u>理療科及び専攻科理療</u>	入学者選抜受検者にあつては入学者	各県立特別支援学校	鳥取県立特別支援学校高等部入学者	鳥取盲学校、 <u>鳥取盲学校並びに鳥取養護学</u>	入学者選抜受検者にあつては入学者	各県立特別支援学校

選抜	科にあっては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、 <u>鳥取盲学校</u> <u>高等部</u> <u>普通科</u> 及びその他の特別支援学校にあっては諸検査及び面接の結果	選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者において再募集入学者選抜合格発表日から 1 月間		選抜	<u>校及び皆生養護学校</u> の <u>単一学級</u> にあっては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、 <u>その他</u> の <u>学級</u> 及びその他の特別支援学校にあっては面接の結果	選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者において再募集入学者選抜合格発表日から 1 月間	
略				略			

## 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 1 月 25 日付鳥取県告示第 30 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

北山 義雄	鳥取市下砂見字蓬ヶ鳴ル 1567 の 5
北山孫十郎	鳥取市下砂見字蓬ヶ鳴ル 1568 の 4
北山磯太郎	鳥取市下砂見字蓬ヶ鳴ル 1568 の 13
加藤 正治	鳥取市岩坪字坪尻 610
武安 鶴藏	〃
武森 政一	〃

中谷 誠	鳥取市岩坪字奥椀谷ノ上 1142 の 1
岩崎 たる	鳥取市岩坪字奥椀谷東 1657 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
宮本 潔	〃
景下八重子	〃
景山 彌	〃
上杉 孝治	〃
西尾 義晴	〃
前田 二郎	〃
前田 繁春	〃
前野 亀喜	〃
前野 耕三	〃
村上 貢	〃
大上 弘明	〃
大野木秀雄	〃
滝本 正徳	〃
竹内 正枝	〃
中谷 誠	〃
島津 光詮	〃
島津 茂	〃
福島つね子	〃
木下 正夫	〃

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

井口 米蔵	鳥取市下味野字寺屋敷 883 の 3
山根 友蔵	〃
森田 信義	〃

森本 雪子	〃
村尾 ふき	〃
中島 良蔵	〃
東多 祐子	〃
坂本 亀蔵	鳥取市下味野字寺屋敷 883 の 4
松本 龍蔵	〃
西本 孫助	〃
浅田 新蔵	〃
浅田喜代蔵	〃
前田 盛利	〃
前嶋 亀蔵	〃
前本 秀義	〃
中山 政市	〃
中田 亀蔵	〃
中田定次郎	〃
中島 俊治	〃
田中 亀蔵	〃
藤原 たか	〃
藤原 幹義	〃
藤原 寿春	〃
福田 音一	〃
澤口 貞市	〃
井口 米蔵	鳥取市下味野字寺屋敷 883 の 5
山根 友蔵	〃
森田 信義	〃
森本 雪子	〃
村尾 ふき	〃
中島 良蔵	〃
東多 祐子	〃
亀田 りか	鳥取市下味野字寺屋敷 883 の 11
亀田 亀治	〃
山田 庄蔵	〃
山本ふみ子	〃

松本 義秋	〃
松本 定明	〃
松本喜代藏	〃
松本亀次郎	〃
松本弥佐男	〃
上田 秀義	〃
西本 園藏	〃
西本 金藏	〃
石田常三郎	〃
浅田 豊藏	〃
前田 勘一	〃
前嶋 万藏	〃
前嶋喜代藏	〃
中田 光藏	〃
中田 秀藏	〃
中田平一郎	〃
中田平五郎	〃
田中 義夫	〃
長谷川 肇	鳥取市長谷字沢田 694
北山 平吾	鳥取市下砂見字森田平上 916 の 2
北山孫十郎	鳥取市下砂見字隈平ラ 918
〃	鳥取市下砂見字隈平ラ 925
有田喜久治	鳥取市下砂見字曾輪谷 1477
〃	鳥取市下砂見字曾輪谷 1478
〃	鳥取市下砂見字曾輪谷 1479
池内亀太郎	鳥取市中砂見字溝上 1119
前田 ちか	鳥取市中砂見字溝上 1124 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所  
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について  
2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 20 年 1 月 25 日付鳥取県告示第 31 号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字ネギ右平ラ 807
植木 進	八頭郡智頭町大字市瀬字宮ノ谷 3005
植木 清六	八頭郡智頭町大字市瀬字宮ノ谷 3011

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場  
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 売払内容

### (1) 売り払う権利

鳥取県の広報紙とっとり県政だよりの平成20年6月号から同年8月号までの各号の広告枠へ広告を掲載する権利

### (2) 広告枠の仕様及び数量

ア 広告枠の位置・枠数 5段組の上から4段目及び5段目を各1枠とする計2枠（1月当たり）

イ 広告枠の規格 1枠当たり44mm×176mm

ウ 詳細は、入札説明書による。

### (3) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる権利に係る1月当たりの単価を記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のイベント・広告・企画に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年3月5日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成20年2月15日（金）から同年3月18日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県企画部広報課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課

電話 0857-26-7840

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

### (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

## (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成20年2月15日(金)から同年3月5日(水)(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

## (4) 郵便等による入札

不可とする。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月18日(火)午後2時

鳥取県庁第12会議室(鳥取県庁議会棟3階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年3月12日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に3月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に3月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。